

大河原町選挙管理委員会告示第 39 号

地方自治法第 74 条の 2 第 2 項の規定により、宮城県柴田郡大河原町条例制定請求者名簿を次のとおり関係人の縦覧に供する。

令和 7 年 10 月 2 日

大河原町選挙管理委員会委員長 佐 藤 幸 栄

- | | |
|-----------|--|
| (1) 縦覧の期間 | 令和 7 年 10 月 6 日 から 令和 7 年 10 月 12 日 まで（7 日間） |
| (2) 縦覧の時間 | 午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分 まで |
| (3) 縦覧の場所 | 大河原町字新南 19 番地
大河原町選挙管理委員会事務局 |